

長野高校吹奏楽班 OB・OG 会規約

第1条 (名 称)

本会は、長野高校吹奏楽班 OB・OG 会（以下「OB 会」と表記）という。

第2条 (所在地)

本会を長野高校音楽室に置く。

(住所：長野県長野市上松 1-16-12 長野県立長野高等学校内)

第3条 (目 的)

OB 会は定期演奏会の開催を主たる活動とし、それを通して OB・OG 同士の交流と現役生への支援を行うことを主な目的とする。

第4条 (構成員)

OB 会の構成員は、長野高校吹奏楽班に在籍した者および OB 会総会において会員資格を認めた者とする。

第5条 (OB 会費)

会員は毎年 OB 会費を納める義務がある。OB 会費の金額は OB 会総会によって決定および変更することができる。

第6条 (OB 会総会)

OB 会総会は、毎年定期演奏会後に行う。

第7条 (役 員)

1. OB 会には、次の役員をおく。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 事務局長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 若干名 |
| (4) その他 (音楽顧問等) | 若干名 |

2. 役員は、OB 会総会において選出する。

3. 第1項の他、幹事学年を定める。幹事学年は、長野高校を卒業した次年の年代とし、OB 会の事務、および定期演奏会の開催を担当する。

4. 事務局長は、OB 会の事務運営において幹事学年をサポートする。
なお、任意の会員を事務局員として任命することができる。

第8条 (OB 演奏会)

OB 会演奏会は、毎年3月に開催する。

第9条 (その他)

- OB 会は、OB 会総会の決議により、専属の顧問、指揮者等をおくことができる。
- OB 会名義の銀行口座は、会計担当者が管理し、随時入出金することができる。

第10条 (設立年月日)

OB 会の設立年月日は昭和 44 年 (1969 年) 8 月 1 日とする。

附 則

- 本規約は昭和 44 年 8 月 15 日より施行する。
- 本規約は平成 28 年 3 月 26 日より施行する。